

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第46号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「（以下「国府町コミュニティ施設」という。）」を「及び鳥取市佐治町コミュニティセンター（以下「指定管理施設」という。）」に改め、同条第2項中「国府町コミュニティ施設」を「指定管理施設」に改める。

第15条第1項及び第16条第1項中「国府町コミュニティ施設」を「指定管理施設」に改める。

別表第2鳥取市福部町コミュニティセンターの部を次のように改める。

鳥取市福部町コミュニティセンター	多目的ホール	1時間につき 1,200円	1時間につき 2,400円
	研修室(1)	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	研修室(2)	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円

別表第2中鳥取市佐治町コミュニティセンターの部を削る。

別表第3鳥取市国府町コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

鳥取市佐治町コミュニティセンター	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室、講義室、視聴覚室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	中研修室、児童室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	第1研修室、第2研修室、茶室	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	大研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円

別表第3備考第3項中「鳥取市立国府町コミュニティセンター」を「鳥取市国府町コミュニティセンター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第14条から第16条までの改正規定、別表第2中鳥取市佐治町コミュニティセンターの部を削る改正規定及び別表第3の改正規定 令和3年4月1日

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他コミュニティ施設事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の相当規定に

よりなされたものとみなす。